

大学入試の期日をめぐる問題（上）



佐々木 享

△目次▽

はじめに

一、現行の大学入試の期日

二、学年の始期・終期の変遷の概要

(1) 小学校および師範学校 (2) 中学校 (3) 中等実業学校 (4) 旧

制高校 (5) 旧制官立専門学校 (6) 旧制大学（以上本号）

三、学年の始期・終期と入試期日

(1) 下級学校の学年終期と上級学校学年始期との間に間隙がある場合

る場合

(2) 下級学校の学年終期と上級学校の学年始期とが接している

場合

むすび

はじめに

国立大学入試に共通第一次学力試験が導入されて以後、大学入試をめぐって種々議論されるテーマのひとつに国立大学入試の実施期日をめぐる問題がある。論点は二つに大別されるようである。その第一は、国立大学入試期日の二期制がなくなり、共通第一次試験と各大学の行なう第二次試験のそれぞれが、国立大学同一期日に実施するようになったこと、およびこれから派生する問題である。受験生にとっては、従来同じ年に二回あった国立大学試験の機会が一回になってしまったために、的をしぼらざるを得なくなつたことが指摘されている。ところが、めざす大学がた

だ一校なのに、同じ年に何校か受けることができる私立大学の入試よりも、学科試験料目の多いことが負担になり、いわゆる国立大学離れの原因の一つになっている、といわれる。共通第一次試験の結果について受験産業が詳細なデータを提供してくれるので、受験生としては安全指向をとることになり、結果として、入学志願者・入学者は、大学あるいは学部ごとに、学力段階に応じて選別されてしまふ、などの問題も指摘されている。

第二は、共通第一次試験の実施期日が一月中旬という高校の三学期が始まったばかりの時期に設定されている（その願書締切日が前年の一〇月一五日という高校の二学期なかばに設定されている）ため、大学入試の日程それ自体が高校の授業計画に重大な影響を与えている、とされる問題である。たとえば、日本史の現代史の授業はふつうは三学期に予定されることが多いので、共通一次試験の出題範囲から除外されることになっている。これが、二次試験で社会科を課さない大学が多いことと相まって、高校教育に大きな影響を与えているとされている。

本稿は、右のような問題状況を念頭において、大学入試の期日をめぐる問題を、本邦の歴史的経緯に照らして検討することを課題とする。

一、現行の大学入試の期日

はじめに、現行の大学入試制度における入試実施期日の概略を整理しておく。

入試の実施期日をふくむ大学入試に関する事項は、教授会の議を経て学長が定めることになっている。しかし実際には、各大学がその期日や方法をいわば気ままに決めるのでは困る問題もあるので、新制大学発足以来、文部省は毎年、国立私立の各大学に「大学入学者選抜実施要項」を通知しており、各大学はこれに準拠して当該大学各学部の入試実施方法の細目を決めてきた。ただし、共通第一次試験のはじまった一九七九年度入試からは、毎年通知するのはなく、一九七九年度入試の実施要項を基準として、変更点だけがそのつど通知されるようになった。

入試期日（ここでは学力検査の実施期日をさす）に関する事項を文部省の実施要項についてみると、国立新制大学入試がはじめて実施された一九四九年度入試の場合は、三月一日から四月二〇日までの間に実施すべきものとされたが、翌一九五〇年度入試からは、三月一日から四月一五日までの間に実施すべきものとされた。この入試実施期日の指定範囲は、共通第一次試験導入後の今日においても変わっていない。実施要項は、合格者発表は四月二〇日までにやるものとしている。

この入試期日の指定範囲自体の問題については後に詳しくふれるが、これに関連した現行入試の問題点の一つは、

表1 1983年の私立大学入試期日

	法学系	経済・経営系 ・商学	文・教育・外国語系	理・工・農学系	医・歯・薬系 ・医療	家政・芸術系 ・体育	計 (%)
1月末まで	1	8	12	8	14	7	50 (5.9)
2/1~2/15	55	121	117	89	63	55	500 (59.2)
2/16~2/28	24	68	51	40	10	27	220 (26.0)
3月中	13*	39*	31*	35*	13*	20*	151*
	13(9)	30 (16)	19 (8)	4 (3)	4	5	75(36)(8.9)
4月中	1*	2*(2)			1*(1)		4*
	0	0	0	0	0	0	0 (0.0)
計	93	227	199	141	91	94	845 (100.0)

1 学部試験を1としてある。同じ学部の試験を学科ごとに分けて実施する場合はそれぞれを1と数えた。

*印は2次, 3次募集の試験を行なう学部数。()内の数は二部(いわゆる夜間部)をしめす。

『螢雪時代1982年12月臨時増刊 全国大学受験年鑑 特別付録』による。

例年、圧倒的に多くの私立大学の入試が、実施要項が定めている範囲以前の一月、二月に実施されていることである。一九八三年度の私立大学入試の実施状況を各学部ごとに整理してみると(表1)、いわゆる二次募集を除いて、一月に実施した学部が五〇(約六〇%)あり、二月前半に実施した学部が五〇(六〇%)もあったことがわかる。二月後半になるとぐっと減って二二〇学部(二六%)となり、実施要項どおりに三月に入って実施した学部は七五(九%)に過ぎず、その約半数は二部(いわゆる夜間部)であった。もっともこれらの数は第二次(場合によっては第三次)募集の期日を除いているので、これをくわえて計算しなおすと、三月から四月にかけて実施した学部は二三〇となるが、それでもその全体にたいする比率は二一%に過ぎない。

これはいわば天下周知の事実であるが、一方で毎年の実施要項の指定する実施期日範囲は相変わらずであることも、考えてみれば奇妙なことである*。

* もっとも、文部省は、少なくとも一九五四年七月には、三月以前に入試を実施した大学にたいして、「高校教育に与える影響も軽視できないので、明年度の入学試験は是非この要領に準拠して実施されるようお願いいたします」という通知を出したことが知られている(増田幸一他『入学試験制度史研究』一九六一年、三二八頁)。その後毎年この種の通知が出されているかどうか、筆者は確認していない。

国立大学の入試期日については、文部省は、新制大学発

表2 文部省が実施した進学適性検査の期日
(1949~1954年)

	願書締切期日	検査実施期日
1949年度入試	前年の11月30日	1月31日
1950 "	" 11月25日	1月31日
1951 "	" 11月1日	1月23日
1952 "	" 10月10日	11月16日
1953 "	" 10月10日	12月16日
1954 "	" 9月25日	11月10日

足以来、右の一般的な指定とは別に、国立立大学を一期校と二期校とに分けて実施することとしてきた。一九四九年の入試だけは、国立学校設置法が五月三十一日に公布された関係で、一期校の試験日を六月八日から、二期校のそれを六月一五日からとした。翌年度からは、一期校の試験開始日を三月初旬(年により異なり、多くは三日、四日、五日から)、二期校のそれを三月下旬(二三ないし二五日から)と指定した。この方式は一九五三年度入試まで続けられた。どの大

学を一期校とするか二期校とするかは、そのつど決めるのではなく、ほぼ固定されていた。
一九五四年度から、国立立大学の入試(第二次試験)は三月三日から実施すべきものとされ、今日にいたっている。合格者発表は三月二〇日までとされている。つまり、共通第一次試験導入後の第二次試験の日程は、高校教育にたいする影響のより大きい旧一期校の日程で設定されているわけである。このような日程が

選択されるにいたった経過や理由の詳細を筆者は知らないが、少なくとも結果において、この日程が、大半の私立大学の入試が二月中に終わっているという既成事実の黙認に手をかしていることは否定できないようにおもわれる。

なお、一九四九年度入試から一九五四年度入試までの六年間、国立立大学入学志願者にたいしては、毎年、全国一斉に進学適性検査が実施された。その願書締切日と実施期日は表2の如くであり、年ねん少しずつ早められてきた経過があった。この進学適性検査については、少なくともたてまえとしては準備学習は必要ないとされており、その結果をガイダンスに活用するという目的がふくまれていたのである、毎年、実施期日を早める努力がなされたのだといわれている(『入学試験制度史研究』一〇五頁)。

二、学年の始期・終期の変遷の概要

学年といふは、多くの場合九月十一日より起算して、翌年七月十日に至る十ヶ月間を指すものにて、これを二分し、三分して、幾学期となすが通例なれど、又其中には、暦年を以て稀れには学年の標準とし、或は四月一日より始むる所もあるべければ、是等は本書の中篇における各学校の規則を見て其消息を知るべきなり。

『東京遊学案内』一八九八年

大学入試の期日指定に關して考慮すべき事情は多々あるが、その一つは、学年の始期・終期との關係である。前述のように、現在、文部省は大学入試の実施期日の範圍を三月一日から四月一五日までと指定している。大学入試期日を下級学校と上級学校との接続關係の一環としてとらえると、文部省が指定している実施期間は、下級学校の学年には一カ月も食い込んでゐるのに、上級学校の学年には半月しか食い込んでゐないという問題がある。大学入試期日の現実をみれば、右の指定範圍をよそに、国立大学入試の一環とされている共通第一次学力試験は一月中旬に実施されているし、大半の私立大学は二月中には入試をおえてしまふ。

現実に問題があるにせよ、文部省が現在のような期日を指定している背景には、学校教育法施行規則によつて、高校の学年終期が三月末日とされ、大学の学年始期が四月一日とされているという事情がある。つまり、入学の時期を学年始期に限る以上は、入試の時期設定は、学年の始期・終期に拘束されていると考えられる。

以下においては、まず、学年の始期・終期の歴史的經驗の概要を、ついで、学年の始期・終期と入試の実施時期との關係についての歴史的經驗の概要を述べ、若干の論点を整理してみる。

旧学制においては、学校教育法やその施行規則のように

幼稚園、小学校から大学にいたる各学校を統一的に律する法令がなく、幼稚園令、小学校令、中学校令、専門学校令等の勅令とその施行規則が学校種別ごとに制定されていたので、学年の始期・終期に關する法令上の規定も、その有無をふくめて学校種別によつて異なつていた。

法令上に学年を四月一日より翌年三月三十一日までとする旨の始期・終期の規定が現われるのは、尋常師範学校については一八九二年（尋常師範学校ノ学科及其程度第六條）、小学校については一九〇〇年（小学校令施行規則第二五條）、中学校・高等女学校については一九〇一年（中学校令施行規則第一六條、高等女学校令施行規則第二三條）、高等学校については一九一九年（高等学校規程第二四條）からである。実業高校、専門学校については学年の始期・終期に關する法令上の規定はなかつたが、中等実業学校については一九四三年（実業学校規程第二三條）に定められた。したがつて、法令上に規定のない時代の学校の学年の始期・終期は、原則として個々の学校ごとに調べなくてはならない。以下に述べる記述は、ごく短期間の調査で筆者が知り得たものに過ぎない。

* 文部省は一九〇五年七月一五日に直轄諸学校長に以下のよ
うな通牒を出している（『明治38年文部省例規類纂』五頁）。

「中学校トノ聯絡上直轄学校ノ学年ノ始終ニ關シ左ノ通り省
議決定相成度相伺候

- 一 将来新設ノ直轄学校ニテハ学年ハ四月一日ニ始リ翌年三月三十一日ニ終ルヲ常例トスルコト
- 二 既設ノ直轄学校ニシテ四月ヲ学年ノ始トセサルモノニ就キテハ差支ナキモノニ限り漸次学年ハ四月一日ニ始マリ翌年三月三十一日ニ終ルコトニ改ムルコト
- 三 直轄学校附属ノ学校ニ付テモ前二項に準スルコト

近代日本教育史や学校史で学年の始期・終期の変遷を正確に記述したものは意外に少ない。『日本近代教育百年史・4』が小学校の学年の始期・終期の変遷やその実態について述べ、『東京帝国大学五十年史』が同校の学年の始期・終期の変遷を詳細に述べているのは例外的であるようにおもわれる。

(1) 小学校および師範学校

高校、専門学校の入試とは直接には関係ないが、学年始期制の推移を知るために紹介しておく。

「学年四月始期制は、学年制が施行された直後の八七年〔明治二〇年〕四月、高等師範学校を皮切りに採用され、八九年からは府県尋常師範学校でも一般に採用された。小学校に対しては、第二次小学校令全部施行の九二年〔明治二五年〕四月からすでに全国的に採用された」といわれている（『日本近代教育百年史・4』九二―頁）。法制上に明文化されたのは、前述のように、尋常師範学校については一八九二年、小学校については一九〇〇年であった。

なお小学校については、一八九九年〔明治四二年〕の施行規則一部改正により、従来の四月始期制のほかに、「土

地ノ情况ニ依リ九月一日に始リ翌年八月三十一日ニ終ル学年ヲ置クコトヲ得」とされた。これにより、ごく一部の地域でいわゆる二重学年制が実施されたことが知られている（『日本近代教育百年史・4』一〇〇―頁）。

(2) 中学校および高等女学校

中学校令（一八八六年）以前の中学校では、学年の始期・終期の決め方はかなり多様だったようであり、その定めのない学校もみられたが、早い学校では、中学校令にもとづいて県立の尋常中学校の規則を整備する際に、学年を四月一日から翌年三月三十一日までと定めている。いくつかの中学校については、学年四月一日始期制に転換した年と、転換以前の各校の学年の始期・終期の変遷に関して、筆者が知り得た結果を表3にしめした。

じゅうぶんに多くの学校を調べたわけではないが、おそらく表に掲げた以上に多様であったにちがいない中学校の学年の始期・終期は、早い学校では一八八七年から、全体としては一八九〇年代をとおして、おそらくは小学校あるいは高等学校の学年の始期・終期の影響のもとに、中学校令施行規則の制定以前に、四月一日から翌年三月三十一日までと改訂されるようになったのではないかとおもわれる。東京だけの例であるが、一八九八年（明治三二年）刊の『東京遊学案内』から、学年の始期・終期が紹介されている中学校程度の学校をひろいあげてみると、表4の如くであ

表3 中学校が学年4月1日始期制へ転換した年

4月1日始期制となる以前の学年の始期・終期	学年4月1日始期制へ転換した年	学 校 名
9/ 1～ 7/31	1887	静岡県尋常中学校
9/ 1～ 7/20	1887	秋田県尋常中学校
	1887	滋賀県尋常中学校
	1888	愛知県尋常中学校
9/ 1～ 7/31→ 8/21～ 7/20	1890	東京府尋常中学校
9/ 1～ 7/31	1890	大阪府尋常中学校
1/16～12/25	1894	長野県尋常中学校
9/ 1～ 7/15	1895	京都府尋常中学校
9/ 1～ 7/31	1896	島根県第一尋常中学校
9/ 1～ 7/31	1897	鳥取県尋常中学校

各校の学校史による。

表4 東京の中等教育各学校の学年の期日

四月一日より翌年三月三十一日まで	東京府尋常中学校、日*
四月一日より翌年三月二十五日まで	本中学校、錦城学校尋*
四月二十一日より翌年四月二十日まで	常中学、早稲田尋常中*
	学校、独逸協会学校、*
	商工中学校、明治義会*
	尋常中学校、東京府高*
	等女学校
四月一日より翌年三月二十日まで	跡見女学校
四月二十一日より翌年四月二十日まで	成城学校

*の学校の学年は四月一日より三月下旬(あるいは末日)まで、記されている。『東京遊学案内』中篇、一八九八年による。

る。各学校の学則の表記どおりなのかどうか疑問を残してはいるものの、四月一日始期制以外の学校は当時すでに例外的になっていた様子をうかがうことができる。

中学校と高等女学校の学年の始期・終期は、一九〇一年(明治三四年)からは、法令によって四月一日から翌年三月三十一日まで、と統一された。

なお中学校の学年の始期・終期に関しては、一九一一年(明治四四年)七月の中学校令施行規則中改正により、四月一日始期制のほか「土地ノ情況ニ依リ九月一日ニ始リ翌年八月三十一日ニ終ル学年ヲ置クコトヲ得」とされた。これは、一九〇九年の小学校令施行規則の改正で、小学校に

は、従来の四月始期制のほかに、「土地ノ情況ニ依リ九月一日ニ始リ翌年八月三十一日ニ終ル学年ヲ置クコトヲ得」ることとされたことに対応するための措置であったとおもわれる。しかし、二重学年制を採用した中学校、高等女学校があつたのかどうかは未調査である。

なお、中学校令、高等女学校令に依らない同程度の各種学校については別個に調べてみる必要がある。慶応義塾普通部は、ながい間、学年を五月一日より翌年四月三十一日までと規定していた（『慶応義塾百年史』中巻（前））。

(3) 中等実業学校

実業学校の学年の始期・終期については、一九四三年に実業学校規程が中等実業学校の学年を四月一日から翌年三月三十一日と規定したことだけが例外で、法令上に定めがなかつた。

一八九五年（明治二八年）に開校した郡立伊那簡易農学校の学年は、「十一月一六日ニ始マリ翌年十一月十五日ニ終ル」とされていた。同校は一八九九年に上伊那甲種農学校となつたが、このときの規則改正で、学年は四月一日から翌年三月三十一日までと改められた（『長野県上伊那農業学校・長野県上伊那農業高等学校八十年史』）。石川県立農学校の学年は、一八八九年当時は一月から二月までとされており、一八九〇年に四月一六日から翌年四月一五日までとしたが、一九〇四年に四月一日から翌年三月三十一日までと改正

した（『松任農業高等学校百年史』）。一九〇七年に、町立実業補習学校を継承して設立された郡立相馬農学校（福島県）の学年は、四月一日から翌年三月三十一日までとされた（『相農史』上巻）。

もっとも古い工業学校の一つである東京商業学校附属商工徒弟講所の規則（一八九六年）には学年に関する規定はなく、同所が東京工業学校附属職工徒弟学校となつた時の規則（一八九〇年）では、「学年ハ九月一日に始リ翌年七月三十一日ニ終ル」とされていた。一八八九年の改正で、学年は四月一日から翌年三月三十一日までとされたが、一九〇四年に改正された東京高等工業学校附属職工徒弟学校規則では「学年ハ四月十一日ニ始マリ翌年四月十日ニ終ル」とされた。この学年始期・終期がいつまで続いたかはつきりしないが、同校が東京高等工芸附属となつた一九二四年の規則では、四月一日から翌年三月三十一日までとされた（井上安之助「本校一〇〇年の歴史を探る（第二報）」『東京工業大学工学部附属工業高等学校研究報告』第二二号、一九八一年）。のちに仙台工業学校となる仙台市徒弟実業学校の校則（一八九四年）では、学年は四月一日から翌年三月三十一日までとされていた（『仙台工業高校七十年史』）。岩手県工業学校は、一九〇八年の学則改正で、それまでの学年五月一日始期制を四月一日始期制に改めたことがわかっている（『岩手県立盛岡工業高等学校七〇年史』）。

滋賀県商業学校規則（一八八六年）では、「学年ハ九月一日に始まり翌年七月二十日ニ終ル」とされていたが、一八九九年の改正で、四月一日から翌年三月三十一日までと改訂された（滋賀県八幡商業学校『本校諸規則及び統計並に図表』）。

『全国商業学校一班』（一九一〇年）によると、一九一〇年頃には、判明する限りでは、中等商業学校の大部分が学年四月一日始期制を採用していたと推定される。

じゅうぶん広範囲に調べたわけではないので多少の例外はあるかも知れないが、中等実業学校の学年の始期・終期は、一八九〇年以前に創立された学校では色々であったが、一八九〇年代からおそくも一九〇〇年の早い時期に四月一日始期制に転換しており、二〇世紀に入ってから創立された大部分の学校では、はじめから四月一日始期制を採用していた、ということができないのではないかとおもわれる。

(4) 旧制高校

旧制一高の創始は一八七五年（明治八年）創立の東京英語学校とされるが、同校の七六年の校則要略には「学歳ノ始メヲ九月一日トシ其終リヲ七月十五日ト定ムル事」とある（旧制一高の学年の始期・終期は『第一高等学校六十年史』による）。同校は東京大学の成立（一八七七年）とともに東京大学予備門となったが、その一八七九年当時の規則では、「学年ハ九月十一日ニ始リ七月十日ニ終ル」とされている

（ただし、東京医学校予科を継承した東京大学予備門分齋の規則では、「学年ハ十二月一日ニ始まり翌年十一月三十日ニ終ル」とされている。これは、医学部の学則に合わせたものであろう）。

中学校令によつて改組されて成立した第一高等中学校の規則（一八八七年）では、「学年は七月十一日ニ始まり翌年七月十日ニ終ル」とされた。ただし、七月十一日から九月一〇日まででは夏季休業であり、第一次期は九月一日に始まる。一八八八年からは、九月一日から九月一〇日までと改めた。第一学期の始期と学年の始期とを合わせたのであろう。この九月一日始期制が、一九一八年まで続いた。

他の高校の学年の始期・終期の変遷は表5にまとめた。三高が当初から九月一日始期制をとったほかは、いずれも一高と同じ経過をたどっている。ただし、山口高校だけは、一八九一年から三年間、九月一日始期制をとったことがあり、また、五高は学年終期を七月一〇日と定めていた。

六高、八高は当初から九月一日始期制を採用した。

なお、後述の官立実業専門学校で学年の始期・終期の四月一日始期制への改正問題が起こった際に、高校のそれも同時に改正したらどうかという議論もあったが、高校から進学する大学側が改正に乗り気でなかったこと、当時高校制度それ自体の改革問題が起こっており、学年始期もそれ

表5 旧制高校の学年の始期・終期の変遷

学 校	学年の始期・終期とその変更年	
一 高	1886	<u>1888</u> 7/11~7/10 → 9/11~9/10 →
二 高	1888	1889 <u>1894</u> 7/11~7/10 → 7/21~7/20 → 9/11~9/10 →
三 高	<u>1887</u>	9/11~9/10 →
四 高	1887	<u>1889</u> 7/11~7/10 → 9/11~9/10 →
五 高	1888	1896 7/11~7/10 → 9/11~7/10 →
鹿 児 島	1888	<u>1893</u> 7/11~7/10 → 9/11~9/10 →
山 口	1887	1891 <u>1894</u> 7/11~7/10 → 9/ 1~8/31 → 9/11~9/10 →
六 高		<u>1901</u> 9/11~9/10 →

各校の『学校一覽』による。

によって改訂されるはずであったが、その改革自体が棚上げされたために、高校の学年始期改正問題は一九一九年の高校制度改革まで見送られたという経過があった。

* 一九一一年に制定された高等中学校令は、高等中学校の修業年限を二年五カ月ないし二年六カ月とし、これに対応した高等中学校規定は、「第一学年ハ四月一日ニ始リ翌年八月三十一日ニ終リ第二学年ハ九月一日ニ始リ翌年八月三十一日ニ終ル」としていた。この改革の施行は無期延期され、結局日の目をみなかった。

臨時教育会議の審議を経て、一九一八年一二月に新しい高等学校令が、ついで一九一九年三月に高等学校規定が制定されたが、後者によって高等学校の学年は四月一日から翌年三月三十一日までと規定された。^{*}これ以降の新設校が四月一日始期制をとったことはもちろんであるが、既設の高校も同年度中に新規程に対応する学則改正を行ない、学年も規程に合わせて改正された。

* 高等学校規定第二四条は、学年四月一日始期制につづけて、「但シ九月一日ヨリ翌年八月三十一日マテト為スコトラ得」と定めていた。現実には九月一日始期制をとった高校はなかった。

周知のように、新高校制度は七年制をとることを原則としており、旧制度の高校はそのうちの高等科（三年）のみの学校として位置づけられることになり、その入学資格は中学四年修了とされるようになった。そのねらいとする

ころは、主として、大学卒業にいたるまでの就学年限を短縮することになり、学年始期の改正もその一環として実施されたと解される。

(5) 専門学校

専門学校の学年の始期・終期については、終始法令上に定めがなく、各校が学則で定めるものとされていた。

筆者がいくつかの官立実業専門学校の学年始期について調べたところでは、明治末期には、四月一日、五月一日、七月四日、七月一日、九月一日など各様であったことがわかっていいる。学年終期も、学年末の休業期間を除外して定める場合があるので、その決め方は多様であった。

一九〇〇年に刊行された受験生向きの書物によると、後に専門学校令による専門学校となる私立学校の入学期は表6の如くであった。これによると、入学期を四月あるいは五月としている学校はまれで、多くは九月としていることがわかる。入学期と学年始期とは一致している場合が多いが、表7にみるごとく、規定上の学年の始期・終期は多様であった。

官立専門学校では、一九〇七年から、学年の始期を四月一日に変更する学校が現われ始めた。前述のように、これより前に四月一日始期制への転換を推奨する通牒は出ていたが、直接の契機は徴兵制との関係であった。すなわち、一九〇七年の徴兵事務条例改正によって一九〇七年から徴

表6 私立学校の入学期（一九〇〇年頃）

入学期	学校名
四月	青山学院
五月	慶応義塾大学部*
九月	東京専門学校、東京法学院、明治法律学校、日本法律学校、和仏法律学校、専修学校、国学院
入学随意	済生学舎、東京物理学校、明治学院、哲学館、二松学舎

『新編日本遊学案内』（一九〇〇年）による。

*印の学校の学年の始期・終期については表7を参照。

表7 私立学校の学年の始期・終期

学校名	学年の始期・終期
慶応義塾大学部	五月一日より翌年四月末日まで
東京法学院	九月十一日より翌年七月十日まで
東京専門学校	九月十一日より翌年七月二十日まで
哲学館	九月十六日より翌年七月十五日まで

『東京遊学案内』（一八九八年）による。

兵猶子の書類提出期限が四月一五日とされたことに伴い、学年始期が四月一五日以降になっていいる学校の入学者は徴兵猶予願のための在学証明書がもらえない不都合が生ずることとなり、これを機に、四月一日始期制に転換する学校が現われてきたのである。実際、盛岡高等農林学校が一九〇七年に学年始期を五月一日始期制から四月一日始期制に

改正したことについて同年の『文部省年報』は、「以テ徴兵事務条例改正ニ伴ヒ入学者ノ兵役徵集猶予上ニ於ケル利便ヲ与フルコトト為シタル」ものと説明している。この後に新設される官立専門学校は当初から四月一日始期制を採用したが、そのほか、一九〇八年に神戸高商が、一九一一年に長崎高商が、一九一五年に東京高商、東京高工、大阪高工、および鹿児島高等農林がそれぞれ四月一日始期制に転換した（いずれも『文部省年報』による）。

公・私立専門学校の学年の始期の転換状況は未調査である。明治大学が大学および専門部の学年始期を一九一八年度から、従来からの九月一日を四月一日に改めたが、この時期の改正には、徴兵事務条例への対応だけでなく、官立高校や帝大の始期改正の動きに同調した意味があったのではないかとおもわれる（『資料・明治大学教育制度発達史稿』47）。

(6) 旧制大学

旧制大学の学年の始期・終期についても、法令上には定めがなく、各大学が学則において定めるものとされていた。

旧制大学入試は本稿の課題ではないが、東京大学、帝国大学の学年の始期・終期は他の学校のそれに大きな影響を与えたとされているので、簡単に整理しておく。

東京大学の前身である開成学校では、一八七三年（明治六年）の規則で、学歳を九月一日から翌年七月一五日まで

と定めていた。一八七六年改正の規則で、学年は九月一日から翌年七月一〇日までと定められた。この学年の始期・終期は、一八七七年に発足した東京大学の法理文学部規則に継承された。ただし、医学部の学年は二月一日から翌年一月三〇日までとされていた。一八八六年に発足した帝国大学は、分科大学通則によって、（医科大学をふくめて）学年を九月一日から翌年七月一〇日までと定め、七月一日から九月一〇日までを夏期休業とした。学年の始期・終期に関するこの規定は、一九二〇年まで変わらなかった（『東京帝国大学五十年史』）。

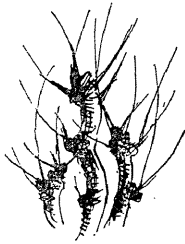
東京帝大をふくむ各帝大の学年の始期・終期の変遷を表8にしめた。規則の表現に多少の相違があったものの、各帝大ともいづれも九月一日に授業を開始していたことがわかる。換言すれば、九月始期制といっても、規則の上では七月一日始期となっている場合が少なくなかったのである。なお参考のために、後に北海道帝大となる札幌農学校の例をしめたが、初期の同校の学年始期は九月一日であった。

臨時教育会議の大学および専門教育に関する答申（一九一八年六月）は、「大学ヲ卒ヘルニ至ルマテノ教育年限ヲ短縮シ且ツ高等学校トノ聯絡ヲ密接ナラシムルカ為テ大学ニ於ケル学年ノ始ハ之ヲ四月ニ改メ互ニ学年ヲ連続セシムコトヲ要ス然レトモ之カ実行ハ高等学校学年開始ノ時期ノ変

表8 旧制大学の学年の始期・終期の変遷 (1886~1921)

学校名	
帝大 (東京帝大)	1886 9/11~7/10 → 1921 4/ 1~3/31
京都帝大	1897 7/11~7/10 → 1904 9/11~9/10 → 1921 4/ 1~3/31
札幌農学校	1887 9/ 1~6/30 → 1889 9/ 1~7/10 → 1896 9/11~7/10 → 1905 7/11~9/10 → 1907 東北農科大学となる
東北帝大 農科大学	1907 9/11~9/10 → 1918 北海道帝大となる
北海道帝大	1918 9/11~9/10 → 1921 4/ 1~3/31
東北帝大 理科大学	1911 7/21~7/20 → 1919 7/11~7/10 → 1921 4/ 1~3/31
東北帝大 医科大学	1915 7/11~7/10 → 1919 7/11~9/10 → 1921 4/ 1~3/31
九州帝大	(京都帝大福岡医科大学の学 年は京都帝大の通則による) 1911 7/11~7/10 → 1921 4/ 1~3/31

各校の『大学一覽』による。



更三伴フヘキハ勿論ナリトス」としていた。大学規定(一九一九年)は、学年の始期・終期は大学が学則で定めるものとしたが、前述のように高等学校規定が四月一日始期制を明記したことを承けて、各帝国大学は一九二一年から学年を四月一日から翌年の三月三十一日までと改めた。

(名古屋大学、教科研常任委員)